

○高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

(平成 15 年 3 月 28 日規則第 21 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 20 年 7 月 4 日規則第 61 号
平成 21 年 4 月 1 日規則第 41 号 平成 21 年 12 月 15 日規則第 98 号

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。)を施行するため、法及び遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(平成元年農林水産省令第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録等の通知)

第 2 条 法第 5 条第 2 項の規定による知事の遊漁船業者登録簿への登録の通知は、別記第 1 号様式による通知書によって行うものとする。

2 法第 6 条第 2 項の規定による知事の遊漁船業者の登録拒否の通知は、別記第 2 号様式による通知書によって行うものとする。

3 法第 19 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による知事の処分の通知は、遊漁船業者の登録の取消しの場合にあっては別記第 3 号様式、事業の停止の命令の場合にあっては別記第 4 号様式による通知書によって行うものとする。

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第 3 条 法第 8 条の規定による遊漁船業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)の一般の閲覧場所は、高知県水産振興部漁業管理課内に設置する。

2 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

3 登録簿の閲覧ができない日は、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日とする。

4 登録簿の閲覧は、無料とする。

5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える別記第 5 号様式による遊漁船業者登録簿閲覧名簿に必要事項を記入しなければならない。

6 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前 2 項に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(業務改善命令)

第 4 条 法第 18 条の規定に基づく知事の業務改善命令は、別記第 6 号様式による命令書によって行うものとする。

(手数料の納付方法)

第5条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)第48条の2の規定による手数料は、当該手数料の額に相当する高知県収入証紙を同条に規定する事務に係る申請書にはって納付しなければならない。

別記

第1号様式(第2条関係)

遊漁船業者の登録について(通知)

第2号様式(第2条関係)

遊漁船業者の登録の拒否について(通知)

第3号様式(第2条関係)

遊漁船業者の登録の取消しについて(通知)

第4号様式(第2条関係)

遊漁船業者の事業の停止について(通知)

第5号様式(第3条関係)

遊漁船業者登録簿閲覧名簿

第6号様式(第4条関係)

遊漁船業者に係る業務改善命令書